

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後五時五十一分開議

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官岡崎浩巳君、財務省主計局次長松元崇君、財務省主税局長石井道遠君、林野庁国有林野部長梶谷辰哉君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。
○広津委員 御質問の時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず初めに、本年度の税制改正につきまして御質問いたします。

住宅のバリアフリー改修促進税制を創設することになりました。大変よいことだと思いますし、国がこのような意識になったことを本当に喜んでおります。

ありがたいと思っておりますが、対象となるバリアフリー改修工事は、廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取りかえ工事、床表面の滑りどめ化となっております。けれども、高齢になると従来のガスでの調理が危なくなったり、体が不自由になるとそのままではキッチンが使用できなくなったりしますので、キッチンの改良も加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○石井政府参考人 住宅のバリアフリー改修促進税制についてのお尋ねでございます。

高齢化が急速に進展していく中で、住宅のバリアフリー化を進めることが重要な課題となっております。このために、平成十九年度の税制改正案におきまして、住宅の自発的なバリアフリー改修を促進するために、バリアフリー改修に係る住宅ローン減税の特例を創設することといたしております。

具体的には、住宅借入金の限度額を一千万、控除期間を五年間といたしました上で、その税額控

除の額を、バリアフリー改修工事の工事費用に係る住宅借入金の二%相当額、それから、バリアフリー改修工事とあわせて行うその他の増改築工事に係る住宅借入金の年末残高の二%相当額、この合計額を税額控除できるという仕組みでございます。

この特例の対象となるバリアフリー改修工事の範囲が御質問でございますが、その範囲につきましては、バリアフリー工事に関する他の現在ございます公的制度とのバランス、それから対象工事を客観的に明確化する必要性から、現在ございます法律である住宅の品質確保に関する法律及び介護保険法におきましてバリアフリー改修工事として認められているものをその対象といたしております。

具体的には、住宅内での移動等の安全性を確保する、介助行為を容易にするという観点から、これらの法律に定められております廊下の拡幅、階段の勾配の緩和等を対象といたしております。今御質問がございましたキッチンの改修工事は対象にはなっておりません。

キッチンの改修工事は、ガスでの調理による危険を回避するために必要であるということがございますけれども、今申しましたように、現在、これらの法律におきましてバリアフリー改修工事とはされていないことも踏まえまして、今回の税制改正の案では特例の対象工事とはしておらないものでございまして、その点は御理解を賜りたいと思っております。

ただし、今回定められましたバリアフリー改修

工事とあわせてキッチンの改修を行う場合には、一般の増改築工事に係る住宅ローン減税の対象にはなりませんので、借入金金の 1%相当額の税額控除の対象にはなるところでございます。

○広津委員 わかりました。現行の他の法律との整合性ということはわかりましたけれども、今後他の法律も含めて検討していただければと思っております。

次に、三位一体の改革で、地方分権、税源移譲、補助金の削減が行われておりますが、地方で育った人々は働く場を求めて都市へ移住し、地方には職場が少ないため働き手が少なく、地方は、税源移譲されても税金を支払う人が少ない状況です。

しかしながら、私もそのよい例なのですが、働き手となつて都会で税金を納める人たちは、地方が支出した予算で公教育を受けてきた人が多いわけです。そして、既に引退して福祉サービスを受けている両親は、やはり、ふるさとである地方が支出する予算を使っております。そのため、働き手となつて住民税を納めている人の税額を全額居住している場所で支払う現在の制度は、地方にとって不公平ではないかと考えます。

そこで、本人の選択により、住民税のうちの何割かを本人が指定するふるさとに支払うことができるといふ制度にしてはどうかでしょうか。現在、地方の財政力が衰退していると言われておりますが、それは、地方が努力不足だからということではなく、日本における産業の配置によるところが大きいわけではあります。

そこで、大都市で住民税を納めて働く人たちが、

自分が生まれ育った地域のために、現在の住所地に支払う住民税の一部をふるさとの地方自治体に納税できる制度を入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○岡崎政府参考人 お答え申し上げます。

個人住民税は、地域社会の会費ということで、地域における行政サービスの経費を賄うために、地域住民が能力と受益に応じて負担するものであるということが基本でありまして、基本的に、現在の住所地の地方団体に納税すべきものでございます。したがって、個人住民税の一部を割いて御指摘のようなふるさとに当たる地方団体に納税するということは、地方税としての理論づけがなかなか難しいということがございます。

また、お話ありましたように、納税地の地方団体を納税義務者が自由に指定するというような仕組みにつきましても、これは税としての性格からしていかなるものかという点、さらに、それでは法律で一定の要件でふるさとというものを定義したかどうかということになりますと、これはまた、その定義づけが極めて困難であります上に、執行上、そうした要件の確認が大変手間がかかるというような問題がございます。

御提案のような仕組みにつきましては従来も議論されてまいりましたけれども、以上申し上げました問題がございますので、税制として具体化するのには困難であるということ、これにかわるものといったしまして、地方団体に寄附金を寄附した場合に所得額から控除する制度、これをいわゆるふるさと寄附金控除制度と言っておりますけれども

も、そういう寄附金控除の仕組みが設けられたところでございます。

こういう経緯を踏まえまして、御提案の趣旨を今後どのように生かせるのかについては検討してまいりたいと考えております。

○広津委員 だめだ、だめだと言っていると先に進みませんので、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。

次に、地球温暖化を初めとする地球環境の問題は、世界全体にとって重要な問題です。こうした中、一九九七年に世界各国が京都に集い、京都議定書が策定されました。これを受けて、我が国では、一昨年の四月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されております。この中で、森林の整備は、CO₂吸収源として、地球温暖化対策としても重要であると位置づけられております。

また、森林は、水の供給源でもありますし、栄養塩を供給することにより、水産業の漁獲高にも影響しております。そのため、森林の手入れは重要であり、農林水産省では森林や川や海を守るための予算をつけておりますが、こうしたことに必要な財源は地方自治体からも支出されております。空気も水も食料も、農山漁村に暮らす少数の人々だけではなく、都会の多くの人が生きていく上でも必要不可欠なものです。現在、地方自治体は、比較的過疎地の自治体がそれらの手入れの費用を支払っており、都会の人はフリーライダーとなつております。

そこで、地球環境を維持するための費用は広く国民一般で負担すべきであると考え、海、山、川、

森林などの手入れに必要な財源を確保するために、都会の人も含む広く一般国民から、国税として環境税を取り、手入れをしなければならぬ面積等に比例して地方に配分すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○尾身国務大臣 環境問題につきましては、近年、オゾン層破壊や酸性雨、地球温暖化など、地球規模の環境負荷の増大や多様化が進んでいるものと考えております。特に地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つでございます。環境と経済の両立という基本的考え方によって、温暖化対策を大胆に実行していくことが重要であると考えます。

その中で、いわゆる環境税につきましては、温暖化対策全体の中で具体的にどのような位置づけになるのか、また、どのような効果が見込まれるのか、それから、そうした税の導入が国民経済や国際競争力にどのような影響があるかなどを十分に踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えております。

○広津委員 わかりました。総合的な検討で、ぜひ前向きにやっていたいただけありがたいと思います。

次に、特別会計に関する法律案についてですが、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえ、特別会計の統廃合、一般会計と異なる取り扱いの整理、企業会計の慣行を参考にした特別会計の財務情報の開示等の措置を講じられたと言われております。

それでは、今回の特別会計に関する法律案のボ

イントは何か、簡単に御説明いただければ幸いです。

○尾身国務大臣 この法律案は、一般会計と区分して経理を行うために特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に定められた特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取り扱いの整理、特別会計に係る情報開示を実施に移すための法律案であります。

具体的には、行革推進法において廃止及び統合を行うことが定められている特別会計につきましては、そのすべて盛り込むことにより、現行三十一ある特別会計を平成二十二年度末までに十七とすることにしている。また、余剰金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取り扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第一章総則に各特別会計に共通する規定を定める一方、第二章各節に各特別会計別の規定を定める、いわゆる一括法として新たに制定することとしているものであります。

これによりまして、すべての特別会計の設置根拠は一元化され、特別会計全体が一覧性をもって法制化、法律化されることとなります。

企業会計の慣行を参考にした資産、負債等の開示を法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定についても整備することとしております。

○広津委員 どうもありがとうございます。

次に、今回の法律案では、新たに特別会計の財務情報の開示に関する規定が設けられたそうですが、その趣旨もお伺いしたいと思います。

さらに、特別会計の情報開示として、企業会計の慣行を参考とした財務書類を作成することとされていきますが、具体的に、どのような方法で、どのような書類を作成することとなったのでしょうか。それによってどういう効果があるのかについても、あわせてお伺いいたします。

○松元政府参考人 お答えいたします。本法律案では、行革推進法の規定を踏まえまして、特別会計の財務状況に関する透明性を高め、国民に対する説明責任を一層果たしていく観点から、特別会計の財務情報の開示に関する規定を設けたところでございます。

情報開示の具体的な内容といたしましては、全特別会計に対しまして、企業会計の慣行を参考とした財務書類を作成し、会計検査院の検査を経て国会に提出することを義務づけるとともに、特別会計の財務状況を適切に示す情報をインターネットなどにより開示するところとしていくところでございます。

こうした措置によりまして、各特別会計のフロー、ストック両面における財務状況の透明性が高まるとともに、国民に対する説明責任をより一層果たしていくことにつながるものと考えております。

○広津委員 御説明、どうもありがとうございます。

さらに、特別会計に関する法律案では、インタ

インターネットを活用して特別会計の財務情報を国民に開示することが義務づけられています。どのようなか情報を開示することとしているのでしょうか。

○松元政府参考人 お答えいたします。

本法律案では、特別会計の財務情報に對しまして国民が容易にアクセスできるよう、インターネットの活用などによる情報開示を義務づけているところでございます。

具体的には、特別会計を所管する各府省のホームページなどにおきまして、企業会計の慣行を参考とした財務書類のほか、特別会計の設置目的、経理している事務事業の内容の情報や、予算、決算の概要、一般会計からの繰入金金の額及び繰り入れの理由などについて開示することを予定いたしております。

このように、特別会計の財務情報をインターネットなどを活用して開示することによりまして、国民が容易に財務情報を入力し、利用できるものと考えております。

○広津委員 どうもありがとうございます。

なお、ニュージーランドという国は、公会計を既に採用しており、EDINET上で、民間企業と並んで、国の財政状態や収支の状況などをわかりやすく開示しております。このように、迅速かつ適度な分量の開示が行われると、情報利用者はその情報を大変利用しやすくなります。

今後、日本やそれぞれの県、市や町なども、このように情報開示されることにより、住民への情報提供や情報の比較可能性が高まり、公債発行にも役立つと思っておりますので、これを進められたらよ

いと思えます。

これで私の質問を終わります。